京都市立高等学校及び京都市立総合支援学校高等部に在籍する
不登校生徒の指導要録上の出欠の取扱い等に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は，不登校状態にある生徒について，この要綱に定める要件を満たした場合に，指導要録上出席扱いとすることにより，当該生徒の社会的自立や学校復帰に資することを目的とする。

（対象生徒）

第２条　この要綱の対象となる生徒は，京都市立高等学校又は総合支援学校の高等部に在籍し，かつ不登校状態にある者とする。

（出席扱い）

第３条　校長は，以下の各号の場合について，第１条に定める目的に照らし有効かつ適切であると判断できる場合には，指導要録上出席扱いとすることができる。なお，この指導要録上の出席扱いは，科目の履修に当たって考慮される授業への出席とは異なるものであり，科目の履修の認定に当たっては，在籍校における履修要件に照らして適切に行うよう留意すること。

(1)　当該生徒が公的施設への通所又は入所を行っており，かつ次条各号（第５号を除く。）に定める要件を満たす場合

(2)　当該生徒がフリースクール等の民間施設への通所又は入所を行っており，かつ次条各号に定める要件を満たす場合

(3)　その他，校長が適切と認める場合

２　校長は，当該生徒について出席扱いを行うに当たり，関係教職員，スクールカウンセラー等から意見を聴取し，当該生徒が主体的に社会的自立や学校復帰へ向かうために有効かつ適切であるかを慎重に検討し，不登校状態の悪化につながらないよう十分配慮しなくてはならない。

（出席扱いの要件）

第４条　前条第１項第１号及び第２号に定める要件は，以下の各号とする。

(1)　当該施設が学校教育法等に定める我が国の高等学校教育及び特別支援教育にかかる制度を前提としていること

(2)　当該施設において，当該生徒が自ら登校を希望した際に円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援が実施されると認められること

(3)当該施設への通所又は入所が，当該生徒の社会的自立や学校への復帰を目指していること

(4)　当該生徒の保護者と当該生徒の在籍する学校（以下「在籍校」という。）との間に十分な連携・協力関係が保たれていること

(5)　文部科学省作成による「民間施設のガイドライン」等を踏まえ，当該施設が適切であると認められること

（学習活動の状況の把握）

第５条　校長は，出席扱いを行う場合，定期的かつ継続的に，教職員や保護者，当該生徒が通所又は入所している施設の職員等の関係者と連絡会を開催し，又は関係者からの報告を受けることなどにより，当該生徒の学習活動の状況等について，十分把握しなければならない。

（出席扱いとする日数の換算基準）

第６条　出席扱いとする日数の換算基準は，当該生徒の態様に応じて，校長が適切に定める。

（通学定期乗車券制度の適用）

第７条　校長は，本要綱に基づき指導要録上出席扱いとなった不登校生徒が，学校外施設へ通所するため鉄道又は乗合バスに乗車する場合，鉄道については実習用通学定期乗車券制度による通学定期乗車券が，乗合バスについては通学定期乗車券が，関係の交通事業者の理解と協力の下に適用されるよう努めなければならない。

附　則

この要綱は，平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和　２年４月１日から施行する。